

東 弁 往 来

第41回 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所



左から、細田健太郎弁護士（東京弁護士会：東京パブリック法律事務所所属）、筆者、鈴木加奈子弁護士（東京弁護士会：北千住パブリック法律事務所所属）



宮崎県弁護士会会員

五嶋 俊信 (57 期)

2004年10月弁護士登録、東京弁護士会入会。北千住パブリック法律事務所にて約2年間の養成を受けて、2006年7月に宮崎県弁護士会に登録換えし、同年8月から日向入郷地区ひまわり基金法律事務所を開設して、2015年7月末をもって任期終了。定着。

1. はじめに

「東弁往来」にて日向入郷地区ひまわり基金法律事務所を取り上げてもらうのは2回目となります（前回 はLIBRA2010年9月号「東弁往来 第11回」、鈴木加奈子弁護士が報告）。

私は、2006年8月1日から9年にわたり日向入郷地区ひまわり基金法律事務所では活動をしてきましたが、2015年7月末をもってひまわり基金法律事務所としての任期を満了し、同年8月1日から同地にて定着し、今後「日向法律事務所」に事務所名を変更する予定ですので、ご報告させていただきます。

2. これまでの活動について

(1) 北千住パブリック法律事務所時代

私は、弁護士登録後、北千住パブリック法律事務所に所属させてもらい、約2年間養成をしていただきました。所長、副所長弁護士だけでなく、先輩、同期、後輩の弁護士と多くの民事、刑事、家事、債務整理の事件にかかわらせてもらいました。また、弁護団事件や他の事務所の弁護士と共同受任して事件を担当させていただくなど、様々な経験をさせていただきました。

北千住パブリックでは新人の事件検討会を毎月1回開いていただき、議論しながら事件処理を学べたのは大変いい経験でした。また、事務所自体も設立されて間がなく、これからスタイルができていくという時期だ

ったこともあり、弁護士会議でも私のような新人が自由に意見をいえる雰囲気があり、また、新人でもいろいろな役割を与えられるなど、事務所を作っていくことも体験でき、忙しかったけれども、楽しかった思い出でいっぱいです。

(2) 日向入郷地区ひまわり基金法律事務所の活動

このような養成期間を経て、2006年8月から宮崎県日向市にある日向入郷地区ひまわり基金法律事務所では活動を始めました。私が事務所を設立した地域は、宮崎地裁延岡支部の管内で、延岡市には4つの法律事務所（5人の弁護士が所属）がありましたが、日向市には独立簡裁（家裁出張所を含む）しかないため唯一の法律事務所でした。

開設した当初は相談も少なく、また、あったとしてもいわゆる裁判や離婚の手の一般論を聞く相談が主でした。もっとも、2、3ヶ月すると、だんだんとその存在が認知されるようになったためか、民事・家事や債務整理の法律相談や受任事件数が増えていきました。未経験な事件も多かったので、相談者や依頼者の方には時間をいただいて調査・勉強しながら、相談に応じ、事件を進めたりしていました。また、北千住パブリックの弁護士とはメーリングリストでつながっていましたので、わからないことは何でも相談して何とか乗り切っていました。その後、債務整理の相談が爆発的に増えたせいか、相談件数が年間400件を超える年もあり、とても忙しかった印象です。

(3) 鈴木加奈子弁護士の参加

私は、こんな状況でも刑事事件を年間20件～25件程度受けていましたが、上記のとおり、忙しい状況が続いていたので、2009年4月より被疑者国選が始まるとこのままの体制で対応するのは難しいだろうと思っていました。

そこで、北千住パブリックの前田裕司所長（当時）に相談し、北千住パブリックで養成を受けていた鈴木加奈子弁護士に参加してもらうことにしました。

鈴木弁護士には赴任当初からフル回転で事件を担当してもらうことになりました。彼女は3年間大変だったと思います。鈴木弁護士の能力やキャラクターに負うところが多いですが、鈴木弁護士が参加してくれたおかげで、日向ひまわりとしての事件処理の効率もかなりあがりましたし、また、女性の相談者が増えるという私が想像していない効果もありました。そういう意味で、弁護士偏在地域では、単に弁護士が2人になったという意味以上の効果を実感しました。

(4) その後

弁護士が2人体制になったころから、裁判所依頼の事件（破産管財事件、成年後見人の事件）を多く受けるようになりました。これは少し他の事件をもやる余裕が出てきたからかもしれません。

鈴木弁護士が北千住パブリックに戻った後は、延岡地区に弁護士法人の支所ができる等地域の弁護士が増えたこともあり、債務整理事件はだいぶ少なくなりました。民事、家事の一般事件の相談は依然と変わりません。全国的な傾向と思いますが、離婚等の家事事件が多くなっています。

このように、日向市においてはまだまだ弁護士が必要とされており、相談者や依頼者にとって全て有利な

解決になるわけではありませんが、それなりに納得されている様子をみると、このこと自体、弁護士としてのやりがいにつながっています。

今後もこの地域で弁護士としての仕事が求められている、仕事としてやりがいがあるというのが定着した大きな動機になっています。

3. 宮崎県弁護士会について

私が入会した2006年8月の時点ではまだ会員が60人台だったと思います。現在は倍近くになっていますが、ベテランの弁護士から若手の弁護士までそれなりに顔が見える関係です。また、委員会活動が活発に行われており、私もいくつかの委員会に参加させてもらっています（主にテレビ会議で参加）。

延岡支部の弁護士とも年に3回程度懇親会を行ったりもしています（支部においては法曹三者での懇親会も年3回程度あります）。

弁護士同士も仲がよく、野球部、サッカー部等があり、法曹三者のゴルフもあり、私もちょこちょこ参加させてもらっています。

このように弁護士会を中心に今でもアットホームな雰囲気があり、そのようなところも定着した理由の一つです。

4. 生活について

宮崎県は気候も温暖で、冬でも東京のような寒さはありません。夏の日差しが強いことを除けば大変住みやすいです。

また、都会に比べれば物価等も安く、生活のしやすさも感じています。

5. まとめ

赴任した当初は3年の任期は長いなと思っていましたが、仕事が軌道にのると、最初の任期もあっという間に過ぎ、その後任期延長をくり返し、自然と定着することになりました。

今後は地域の弁護士としてこれまでと変わらず活動するとともに、弁護士だけではどうにもならない問題を地域の他の専門家、行政等と連携することを視野に活動範囲を広げていきたいと考えています。



事務所入口